

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	安居 地区 (安居、上川崎、滝寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域内では、農業法人や集落営農組合に集積は進んでおり、高い集積率となっている。
- ・一方で、今後、農地を担っていく農業法人や集落営農でも、構成員や作業労働者の高齢化・人手不足が大変大きな課題であるとともに、利用者についても、高齢化が顕著となっており、農業法人・集落営農組織の負担がさらに大きくなることが懸念されているため、新たな担い手・労働力の確保が急務である。
- ・特に水管理・草管理なども大きな負担となっており、負担軽減対策が必要である。
- ・中山間地域もあり、鳥獣害による被害も大きく、鳥獣害対策が必須となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としながら、転作として、麦や大豆などの土地利用型作物や玉ねぎなどの地域の特産品目を作付けをする。
- ・スマート農業等も導入して、作業の軽減・省略化を促進しながら、環境に配慮した農業等も促進し、JA、振興センター、市等とも協力して、さらなる経費削減、効率化、高収益化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	104.14 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	104.14 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を図りながら、農地バンクへの貸付けを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整し、担い手への集積・集約化を促進し、農地バンクを活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地を保全していくため、市やJA等と連携して、新規就農者や後継者の確保を促進して、多様な経営体の受け入れに務める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①中山間地域では、鳥獣被害も大きいため、侵入防止柵や檻など鳥獣被害防止策をしっかりと行う。
 ②側条施肥、直播等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。
 ③新たなスマート農業の導入も検討して、作業の効率化・省力化を図る。
 ⑦大麦収穫後の適切な圃場管理をはじめ、畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
 ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。